

議案第 4 6 号

志摩市政策審議会条例の制定について

志摩市政策審議会条例を次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 2 6 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市政策審議会条例

(設置)

第 1 条 総合的かつ計画的な市政の運営及び持続可能なまちづくりを図るため、志摩市政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 総合計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 総合計画、地方創生及び行政改革の推進に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて答申するとともに、必要な意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補

欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長それぞれ1人を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第8条 審議会は、関係者の意見を聴取する必要があると認めるときは、当該関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策推進部総合政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
(志摩市地方創生審議会条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 志摩市地方創生審議会条例(平成 27 年志摩市条例第 24 号)
 - (2) 志摩市行政改革推進委員会設置条例(平成 17 年志摩市条例第 2 号)
(志摩市総合計画条例の一部改正)
- 3 志摩市総合計画条例(令和 2 年志摩市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。
第 7 条から第 12 条までを削り、第 13 条を第 8 条とする。
第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。
(政策審議会への諮問)
第 5 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、志摩市政策審議会条例(令和 8 年志摩市条例第●号)第 1 条に規定する志摩市政策審議会に諮問するものとする。
(志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 4 志摩市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年志摩市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

別表中「

総合計画審議会委員	日額 7,000 円	〃
地方創生審議会委員	日額 7,000 円	〃
行政改革推進委員会委員	日額 7,000 円	〃

」を「

政策審議会委員	日額 7,000 円	〃
---------	------------	---

」に改める。